

平成21年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議概要

- 1 日 時 平成21年11月18日（水）午後3時から5時まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員16名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15人

4 審議の概要

【司会】

それでは、議事を進める当たり会長選出に移らせていただきます。

会長の選出につきましては、愛知県青少年保護育成条例施行規則第10条第1項において、審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めるとされております。この互選について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

私は、岡谷委員をご推薦申し上げたいと思います。

ご承知のように、4期8年継続してやっていただいております、大変適切な運営ということで定評がございますし大変なご尽力をいただいておりますということで、ご推挙申し上げます。

【司会】

ただいま、岡谷委員のご推薦がございましたが、ご提案のとおり岡谷委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会】

それでは、会長を岡谷委員にお願いしたいと思います。

岡谷委員は、会長席にお移りください。

それでは、ここで岡谷会長にごあいさつをいただきたいと思います。

岡谷会長、よろしくお願ひいたします。

（岡谷会長あいさつ）

【司会】

ありがとうございました。

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

【会長】

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定によりまして、本審議会では、会議録を作成し会長が指名する者2名が署名押印することとされております。

今回は大川委員と大森委員にお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き議事を進めてまいります。

議事(2)の会長職務代理者及び部会委員の指名に入らせていただきます。

条例施行規則第10条第3項の規定に基づく会長職代理者の指名ですが、これまでの多くの経験から、加藤愛子委員にお願いしたいと思います。

加藤委員、いかがでしょうか。

それでは、加藤委員より了承する旨の合図がございました。加藤委員は、職務代理者席へ移動していただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

それでは、加藤委員、一言お願ひできますでしょうか。

(加藤委員あいさつ)

【会長】

ありがとうございます。

次に、同規則第15条第2項の規定によりまして部会委員の指名でございます。

本審議会には審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局からご説明をお願ひします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き議事を進めたいと思います。

(3) 以降の議事は、いずれも報告事項となっております。

それでは、出会い系喫茶を利用した青少年が性犯罪に巻き込まれた事件が多発していた状況も踏まえて、議事(3)の出会い系喫茶の規制に関する改正条例の運用状況等についてと議事(4)の少年非行の概況について一括して事務局から説明をしていただいた後、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】

どうもありがとうございました。

事務局から説明をいただきましたが、引き続き出会い系喫茶の調査等を実施していただき、条例の適切な運用を図っていただけたらと思いますが、皆様から何か、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

出会い系喫茶というのは、現在、7店ですか。

例えば、これはいろいろ法律上の問題もあると思いますが、まさに、今、防犯カメラというのが随分ありますよね。これを設置したらどうですか。

【事務局】

出会い系喫茶の入店を監視するものでしょうか。

【会長】

入店をではなく、もし、犯罪に巻き込まれたときに、それを見ればいいわけであって、だれが入店するかどうか、そういう目的では監視カメラを置けないと思います。

【事務局】

監視カメラについては、個人情報の観点からも問題があるようでして、ほんとうは、ここに監視カメラがありますという掲示をしなければいけないというようなことも言われておりますので、実際、店の前とか近くに監視カメラを置くというのは難しいのではないかと思います。

【会長】

よくわかりませんが、犯罪の起こりそうなところに監視カメラを置くというのは、ある面では個人情報とかいろんな肖像権とかあるのでしょうか、合理的な面もあると感じます。

2カ月に1回、3カ月に1回、立ち入りなされば、相当な人件費がかかりますし、また、そんなことも思いますので。素人の意見で申しわけありませんがこのような思いを持ちました。

皆さんが何か、今お話を聞かれて感じられたこととか何かございましたら、どうぞ。

そのカメラのことで、監視カメラというものは、まさに今たくさんあるんですか。特に、駅とかそういうところが多いんですか。

アパートなど個人的なカメラは別としまして。

【事務局】

そうですね。防犯カメラと言いましても、例えば、特定の店舗が自分のところの防犯の目的で設置するものもあれば、公共の安全を図るために行政側でつけるものもありまして、非常に大きな違いがあると思っています。

先ほど、出会い系喫茶につけたらどうかというお話については、例えば、出会い系喫茶が自分のところの防犯の目的であればこれは自由となりますが、行政側で特定の店舗を監視することになるような形での設置では難しいのかなと思っています。

今、行政目的で設置している防犯カメラの数というのは、手元に資料ありませんが、例えば、我々、県警本部の生活安全部では、公設の自転車の駐輪場とか公的な施設を写すことについて、各自治体等にも設置してほしいということで働きかけまして、整備は徐々に進んでいるのではないかと考えております。

プライバシーの問題などいろいろな考え方もありますので、理解を得ながら進めているところです。

【事務局】

立ち入り調査をした経験で申し上げますと、実物の女性を見ても、18歳未満であるか何であるかというのは、見分けるのは非常に困難でして、多分監視カメラ越しに見ても、18歳未満が入っていったかどうかというのは確認することはかなり難しいという印象を受けています。したがって、やはり、立ち入り検査をして、例えば、18歳未満の疑いがあれば、直接、本人に聞くなり身分証明証を確認するなりしないと、おそらくわからないだろうというように思いますので、監視カメラでは多分、効果は薄いのではないかと思います。

【会長】

18歳未満が入店禁止であるということですが、現在の7店が何十店にならないようにすることも青少年にとってよりよい環境という観点から

思ったところですが。

だから、あそこへ入るとカメラがどうもあるからまずいなと思わせることが、条例の遵守につながるのではないかと思い、お話をいたしました。いろいろ犯罪に巻き込まれる可能性もあるので、そうするのも1つの考え方かなと思い、申し上げたものです。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事の（５）の部会長専決処分の報告から（７）の子ども・若者育成支援推進法まで、事務局から説明していただいた後に、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

（事務局説明）

【会長】

どうもありがとうございました。

大変幅広いテーマになりましたけど、事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

【委員】

子ども・若者支援地域協議会というのは、これは、新しい支援推進法に基づいて、新しくつくられるものなのでしょうか。

【事務局】

法の中で規定をされており、新しくつくられるものであり、地方公共団体の努力義務として規定をされております。参考資料の9として配布している法の原文の11ページの19条に、この子ども・若者支援地域協議会というのを設置するとされております。

「地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で、または、共同して関係機関等により構成される子ども・青少年支援地域協議会を置くよう努めるものとする」と、そして、「地方公共団体の長は、協議会を設置したときは内閣府令で定めるところによりこの旨を公示しなければならない」とされております。この内閣府令というのは、まだ、公布をされておられません。おそらく、基本的な事項を公示するということになると思います。

もう一つ申し上げれば、ここで、法律では地方公共団体という規定の仕方をしておりまして、内閣府は、これが県であるのか市町村であるのかについては、特定をしないという説明をしております。それは県でもいいし

市町村単独でもいい、あるいは、市町村共同でもいい、地域の実情に応じて設置をしてほしいということをおっしゃっています。それは、地方公共団体の規模ですとか市町村の規模などによって、地方において検討されるべきことだと思います。

【委員】

今の質問をしたのは、もし、愛知県青少年保護育成条例を改正して、育成の項目を審議するという事になれば、この新たにつくられる地域協議会に相当するのかなと思ったからです。もし、県レベルで地域協議会を新たにつくるとなると、若干目的が違いますが、事業仕分けのように無駄なような感じがしたので、質問をいたしました。

【事務局】

地域協議会というのはこの審議会と似たような別の審議会となるのではないかというご趣旨の質問ですが、実は、こういった審議会のようなものではなく、地域協議会を構成するのは、市町村、それから国の機関となります。

先ほどの資料の11でご説明をしたように、地域協議会というのは、そのイメージ図にあります保護観察所とか、それから地域若者サポートステーション、それから保健所のような機関で構成をされるものでして、人で構成をされるわけではありません。

ですから、このような審議会とは全く性格を異にするものだというぐあいに理解をしております。

【事務局】

もう一つつけ加えますと、この地域協議会は、一人一人の子供、若者の問題に寄り添って、その解決をする、一緒になって解決する。それは、単独の機関だけでは子供の成長やいろんなことをやり切れないので、ネットワークを組んで、各機関、NPO等も含めて、協力、連携をして一人一人の問題に対応していこうとこういうものでございます。

【委員】

意見ということで、このごろの子供たちを取り巻く環境ですが、深夜徘徊はもとより、特に携帯の環境の悪化がますます広範な状態になっております。

これをいかに規制していくかということ、どのように考えたらいいですか。

出会い系サイトというものがありますし、わざわざ出会い系喫茶へ行か

なくても、携帯で出会えるような状況、それが今、子供たちの世界でかなり大きな問題になっているということを私どもは問題ではないかと思っています。

一部の学校は、そういったネットの使用については禁止して、単なる連絡だけとしていますが、使用すること自体は個人の自由ですから、ある意味で「禁止」ということもできないでしょうし、そのあたりの愛知県の基本的な見解みたいなものが、むしろ、聞きたいと思っています。

【事務局】

携帯電話をめぐるさまざまな問題があるということは、私どもも認識しております。最近話題になっているところでは、石川県が、小学生と中学生に携帯を持たせないという努力義務の条例を設けて、平成22年1月から施行されるということが話題になっております。ただ、あの条例におきましても、そこまでするのはやり過ぎではないかという議論もございます。持たせないというよりも、携帯電話は、事情によっては必要な子供もいますので、ある程度持つことは認めた上でその使い方の教育をするほうが重要ではないかと、これは若干私の意見も入っておりますがそういった意見も多くございます。

ただ、この携帯電話とか、インターネットをめぐる問題につきましては、条例におきましても、インターネットを利用させる者はフィルタリングソフト等を活用するという努力義務が設けられておりますし、それから21年4月からは法律も施行されまして、事業者の責務としてフィルタリングの提供が義務づけられたところでございます。

私どもも、インターネット、携帯電話をめぐる問題につきましては、インターネット安全・安心講座というのを開催しております。これは、講師は、ほとんどの場合、県警本部サイバー犯罪対策室の職員の方をお願いをしているところですが、20年度におきましても51校で実施をいたしまして、11,805人の方に聞いていただきました。ここでは、インターネットとか携帯をめぐる問題、その裏側に恐ろしいことがあるんだよということを、生徒、保護者の方にお話をして啓発を進めております。

私どもは、今のところ石川県のように持たせない条例を作成するということまでは考えておりませんが、こういったことを通じて、携帯、インターネットの問題については、引き続き啓発を進めていきたいと思っております。

また、この問題は、教育委員会のほうでも取り扱っております。本年度から「i-モラル」という、各学校の携帯、インターネットをめぐるさまざまな対策について、ホームページに登録をしていただいて、それを各学校が参考にできるという事業も始めております。

このように、教育委員会、子ども、さまざまな方面でこの問題には取り組んでおります。

【会長】

ありがとうございました。

教育委員会もインターネットへの取り組みをしているということですね。

【委員】

私も、今日の会議に来る前に、日ごろ2つ考えておることを、機会があったら言わせていただこうかなと思っていたところです。

1つは、やっぱり、子供たちは社会の宝であるわけですが、学校は学校、警察は警察、どこかはどこかって、ほんとうに、縦割りというのか、みんなが育てていかないといけないのに、そのところそのところで努力しているというところに歯がゆさを感じているということです。学校でもいろいろな面で指導していますが、例えば、今日の話題になりましたような有害図書とか、出会い系喫茶なんかにつきましては、子どものところでは把握できていないという状況であり、そういうところで仮に検挙された、指導された生徒がいたとしても、子どものところには連絡は来ないというようなことで、個人情報保護というのもあるのですが、情報がそれぞれのところで、共有できていないということがあります。

今回、この条例が改正されたことに伴いまして、パンフレット等をいただきましたので、それを通して生徒には説明したり、方針を述べて説明をさせていただきますけれども、そのような全体の指導と同時に、もし、それに染まりそうな生徒がいたならば、その生徒を処分するのではなく、やはり、気をつけて見ていくというようなことも大事なのではないのかなと感じております。

もう一つは、青少年保護育成審議会で扱うのは目に見える部分だと思っています。

今、高校生は、本当に携帯電話を100%持っているような状況であり、確かに、生徒全体に対しても、保護者に対しても、フィルタリングのことも話はするわけですが、実際に本校でも被害にあった生徒がおりまして、そういうところまでなかなか突きとめていくことができないという状況です。話をすれば、いろいろと心に訴えることはできますが、例えば、ここで入店している18歳未満の生徒がいれば、そこで指導ができるわけですが、インターネットは広域なものであり、見えないところで犯罪に巻き込まれている場合、なかなか指導ができません。

このような部分についても、この審議会で議論していく必要があるのではないのかということ、私は感じておりました。

【会長】

事務局から何かございますか。なかなか、もう一つ踏み込んでいって話し合いをしていない状況かもしれませんね。

【事務局】

各部局の連携、縦割りではなくてきちんと連携してやるべきだというお話ですが、まさに、そのとおりだと思います。

私どもも、十分ではないかもしれませんが、例えば、出会い系喫茶の啓発等は、先ほど説明いたしました、参考資料No.2のようなリーフレットをつくりまして、これを各学校に配って、教室に掲示してほしいということで教育委員会を通じてお願いをしているところでございます。

それから、先ほど、教育委員会がやっている「i-モラル」の話もいたしました、私どもは青少年施策を進める上で、青少年育成計画というのをつくりまして、各部局が全体としてどういう目標を持って政策を進めていこうかということ、各部局で集まってもらって、一つ一つの計画をつくって、整合性のあるものにしていこうという努力もしております。

なかなか十分ではないと見られることもあるかもしれませんが、ご指摘いただきたいように、連携をとってやっていきたいと思っております。

それから、インターネットに関しましては、条例でも規制はしていますが、この4月1日からインターネット環境整備法が施行されていまして、青少年に携帯電話を販売する際は、業者はフィルタリングをつける義務があるとされているところです。

このように、一歩一歩ですけれども、進んでいるということでもあります。

【会長】

関連してほかにありますか。

【委員】

ついこの間、全日本中学校長会研究協議会全国大会がありまして、石川県の条例改正のことが話題になり、いいのか悪いのかについて盛り上がりました。やはりどの県でも携帯の問題に取り組もうとしています。

ネット社会は、もともとは知識を共有するために運営されてきた面があります。今、いろいろな人が入ってきて、違法な行為もあって、罰則を含め法律を整備してきたという面もあると思います。そんな大人の社会に子どもたちが足を踏み入れ、問題行動になっていくということが話題になっていました。

先ほどの有害図書についても、以前は学校内でも見かけましたが、今は

校内では見かけなくなっています。生徒が良くなったというより、たぶん、ゲームやネットに向かっていると思ったりもします。

そういうことを考えて、今日お話を伺っていますと、地域のいろいろな立場の方が、子どもの育成に関わることは大事だろうと思います。子どもたちは、家の中にいても情報を得る環境は整っていますし、外との繋がりを携帯でとっている子どももいます。

携帯の社会というのは、自分の地域ではなくて、空間的には離れているところと簡単に繋がることができます。今、ここにイメージ図がありますが、いろんな機関がいろんな情報を共有していくことは大事なかなと思います。

たとえば、学校の外で触法行為をしたというとき、学校では指導をしますが、被害者が外部の方ですと指導も十分できないといったことがありました。そのとき、警察のスクールサポートの方にお問い合わせをし、指導していただきとてもありがたかったです。

今日、この会議に出していただき、改めて、子どもたちの成長はいろんな機関に支えられていると感じました。いろんな立場の大人が、目の前の子どもを社会の中で生きていけるように声をかけ、支援していただけるとありがたいと思います。

【会長】

わかりました。それでは、他の方はよろしいですか。

【事務局】

先ほど、警察の話題が連携の話も含めて出ておりましたので、簡単にご説明差し上げます。

学校との連携に関しては、警察と学校と連絡協議会というのを作りまして、県警レベルでもやっており、相当密に情報交換をしていると認識しております。

ただ、私もこういう育成関係の会議によく出ますが、その場で結構インターネットを通じた犯罪の実態とか話すと、やはり、まだ、関係者の方でも存じていない方がいらっしゃいますので、そういう実態を考えると、まだまだ、我々の情報発信が足りないのかなと思っております。我々は、本当に、検挙してそれをどのように世の中に伝えていくかということが非常に重要だと思っておりますし、子供の実態が、ある意味、極めて一番先端の情報が入ってくる部分もありますので、プライバシーの問題を考慮しつつ、なるべく皆さんに知っていただきたいなと思っております。

先ほど、スクールサポーターの話がありましたので、簡単にご紹介します。

今、県警で、警察OBを22名ほど非常勤嘱託員ということでお願いして、まだ22署にしかいませんが、署内の学校との連携役ということで配置をしております。主に、署の管轄内の学校をずっと回りまして、例えば、子供さんの安全の確保ですとか、あるいは、非行少年に関する情報交換等を目的に働いておりますので、もし、何か機会がありましたら、お声がけいただければ一生懸命活動いたしますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

携帯に関しまして、マスコミは何もしていないのではと言われるかもしれませんが、48年目になりますけれども、私たちは「中学生日記」という番組を制作しております。その中で、携帯問題について何度もとりあげています。例えば、2008年7月には政府の教育再生懇談会のメンバーを招きまして、中学生たちと討論するような番組をお伝えさせていただきました。

「中学生日記」というのは教育テレビで放送しており、視聴率がそんなに高くないのでなかなか皆さんの目に届かないところがありますが、今度、間もなく収録して1月に放送しますけれども、「中学生日記」のよくしゃべる子供たちと一緒に、「金とく」という金曜夜8時からのメインの番組で、携帯の問題につきまして、県警のサイバー対策の方からの情報をいただきながら、危険性も含めて周知するような番組を放送いたしますので、ぜひ、ごらんになっていただければと思います。

【会長】

いつですか。

【委員】

間もなく収録しますが、1月15日になると思います。

【会長】

どうぞ。

【委員】

保護者の立場から発言させていただきます。

今ありますように、ニート、引きこもり、不登校、発達障害などのお子様を抱える市民団体に対して、地域協議会ができるということですが、や

はり、それを知るといことが少なく、こいう法律があるとい情報を
どんどん発信していただきたいと思ひます。

また、今ありましたように、むしろインターネットとかこいうものを
どんどん使って、安心するこができる組織であっていただきたいと思ひ
ます。

【事務局】

ありがとうございます。地域協議会につきましては、法律ができまして、
まだ施行もされておひません。今、国から、我々あるいは市町村に対して
説明がされているさなかでござひますので、一つ一つの支援機関はもちろ
ん機能しておひますけれども、この地域協議会そのものは、まだ今はござ
ひませんので、これから順次設立されるこを期待している機能でありま
す。

その際には、ぜひ、積極的なPR、インターネット等を使ったPRをし
ていききたいと考えておひます。

【委員】

あわせて、今ありましたよな、犯罪とかこいうものの情報の発信機
会を増やしていただきたいと思ひます。やはり、私たちが知るところはか
なり少ないと思ひるので、保護者にとっても子供にとっても、実際のところ
こいうのはわからない、知らないのではないかと思ひますので、よろしく
お願ひします。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

どうぞ、次の委員。

【委員】

地域協議会のことにつきまして、もう少しお尋ねをしますが、まだまだ
出発点に立ったばかりで、今後、こいう協議会を県としてどのよに設
置するか、継続するこについてお伺ひします。

【事務局】

実は法の施行日も確定はしておひませんで、4月からだろうと言われて
いる段階ですが、法施行後なるべく各地で地域協議会ができるよに促進
をしてまいりたいと思ひます。

例えば、愛知県の実情を申し上げれば、内閣府は県レベルでもいいと言っているんですが、愛知県のような人口の多いところで、県レベルの協議会を1個つくったところで、それが一人一人の青少年をケアするというところに機能するとはなかなか思えませんので、私どもとしては、大きな市においては市で、他の市町村は単独あるいは共同して、そういう単位で設置をしていただければと考えております。しかし、そうなりますと、設置主体は、あくまでも市町村が自主的に動いていただかなければなりませんので、我々としては、市町村と、それから国や県の機関がございしますが、これはそれぞれ管轄区域が違うんですね。国と県とで違いますし、そもそも県でも保健所とか児童相談所で管轄する市町村のエリアが違いますので、そういったところをどういう組み合わせでいくと一番よく機能するかということにつきましては、県でも研究をして、市町村や関係機関に情報提供して、そして、促進を図ってまいりたいと考えております。

【委員】

そういったことを、具体的な中身、現場に即したものというのは、それぞれの市のところでも、またお話をされなきゃいけない内容になってくると思いますが、その中で要望したいのが、ここで申し上げて具体的にになっていくかわからないんですが、実際に、今、いろんな地域で子供条例の設定とか行われている中で、やはり、子供の声を聞くということが、現実に始まっています。

こういう審議会や行政の会議に出ていますと、大人が、大人の思うような子供の像に近づけるためにどうすればよいかという話はしていますが、子供のニーズ、ほんとうに子供が今、何を必要としているかという声を知っているのか、また、その耳で聞いているかということ、かなり感じるころはあります。審議会などで、子供を保護する、子供の健全育成のため、よく、非行率、検挙率など子供がどれだけ非行をしたかというデータが出てくると、子供がこんなに悪くなったみたいな感じに一挙に大人が書いた感覚が進んでいってしまうというような状況です。ほかに、こんな子供たちが一体、生活の中でどんな傷を負ってとか、そういうところが、大人の制度の中に反映されてこないんですよ。

子供と大人がますます乖離しちゃうみたいなのは、日々少年事件とか虐待事件とかかかわっていると実感するところなんですよ。

こういう連携をしていくというのはずっと10年以上前から大きく言われてきているところですから、実効のあるものにするために、ぜひ現場の、ほんとうの子供のニーズをくみ上げるような、効果的なシステムをつくれるように、実際に実施できるように、県からもいろんな市町村に声をかけていただけるようにしてもらいたいなと思っています。

【事務局】

ただいまのご指摘の点につきましては、私どもも認識しているところでございまして、先ほど申し上げました新しい計画を策定するために、青少年問題協議会から、この11月にご提言をいただいたんですが、その提言に当たっては専門委員会に付託をされました。その専門委員会には、ボーイスカウトやガールスカウトで活躍をされた若い方にも加わっていただきまして、そういう方の意見を取り入れさせていただいたところですし、また、その提言をまとめる専門委員会の場でも、「この書き方はどうも上から目線になっていますね」というようなご指摘を何度か受けましたので、私ども、引き続きそういう点には気をつけてまいりたいと思いますし、そういったことは市町村へも呼びかけてまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【会長】

私もいいお話だと思いますので、よろしく願いいたします。

(5)から(7)ということに飛びましたけれども、それにかかわらず、残り10分ぐらいになってしまって申しわけありませんけど、ご発言されたい方は、1人1分ぐらいでどうぞよろしく願いいたします。

【委員】

3つありまして、2つは以前に申し上げたことですが、今回、初めての方もいらっしゃるのをお聞きいたします。

1つは、県の条例を変えましょうというお話をさせていただいて、提案もさせていただきました。それは何かというと、今、ブックオフに代表される新古書店、あれが万引きの温床になっていまして、皆さんあまりご存じないのですが、そもそもこの前もここで、昨年出席されていた弁護士の方が、未成年の古物売買はできないということをおっしゃいました。親の同意書が必要なものですから、できないという法律がまず大原則としてある、そうすると、子供が家の中に余ったコミックを、これもう古本屋さんにとっていきたいとなれば、親が行くわけですね。ですから、最初から親の立ち合いにしよう。親の立ち合いにしますと、おまえにこんなに小遣いやっていないのに本がたくさんあるのか、同じ本どうして2冊持っているんだということになるので、初発型の犯罪である万引きが激減するだろうというふうに考えています。ブックオフというのはよく見ていただくとわかるんですが、店内に高額買い取りリストというのが張ってあって、我々、新刊本屋は、そのリストの本から万引されるんですね。そういう実態がありまして、それについていろいろとどうでしょうかということをお申

し上げたので、その後どうかはわかりません。

それから、2つ目は、前回の9月に、この出会い系喫茶の話を伺ったときに、デートクラブが何ですかという質問をしましたら、県警の方からご説明をいただきました。こっちのほうが危ない。これも規制すべきだというお話をしましたら、今日は出会い系喫茶だけの話ですからというお話だったんですが、その後、そちらはどうかということですね。

3点目は、これはよくわからないんですが、栄の地下街、地下鉄の駅あたりに変な青年が出て、若い女の子に声をかけているのがあるんですね。時々いなくなったり、また、どこかからわいてくるように出るんですが、ああいうのは規制するほど危なくないものなのではないかということですね。

【事務局】

まず、1つ目として、前回の審議会でもご意見をいただいたんですが、この条例の18条第2項で、古物商は青少年が保護者の委託または同意を受けた場合その他正当な理由がある場合を除いて古物を受け取ってはならないという条例の規定があるのを、これを、保護者同伴にしてはどうかというお話でございます。

前回も、弁護士の委員からご指摘あったのは、民法の5条で、未成年者は法律行為ができないわけですが、しかし、親の同意があればできるわけです。法定代理人、親の同意があればできるということで、基本的に親の同意があれば法律行為ができるわけでございますので、これが、もし、親の同伴が必要となると、これはかなりこの民法上の規定に触れるものというか重大なことになるわけでございますので、かなり慎重にならなきゃいけないと思っているわけですね。

一方、私どもの条例の第2条では、ご存じだと思いますけれども、第2条には、必要最小限において条例は適用すべきであって、国民の権利や自由を不当に制限しないように運用しなければならないということです。私どもが条例規制するのは、やはり、必要最小限にすべきだという考えからすると、もし、保護者同伴にすれば、万引きにかかわらない、かかわっていない、こちらのほうが多数派だと私は考えているんですけれども、その方たちが、もし、例えば、ひとり暮らしをしていたり、お母さんがなかなか一緒に行ってもらえないという状況になると、この本もブックオフに売ることがなかなかできなくなってしまうというような、自由な権利が阻害される可能性があるということになります。それと、もう一つは、業者側の利益も阻害されるおそれがあるということです。この条例を改正するのは難しいのではないかというのが私たちの考え方なんです。

ただ、万引きの問題は、今、県警の方もいらっしゃいますけれども、実

際に増えているという状況がありまして、もちろん、書店だけではなくて全般にだと思えます。

そういう中で、少年課に事務局を置いて、平成19年からやっているんですけれども、皆さんや、私どもとか教育委員会とか、それから、関係業界にも入っていただいて、万引き防止協議会というのをつくっております。その前回の協議会では、おっしゃっていたブックオフとか、あるいはビデオソフトに関係しているゲオなんかにも来ていただいて、この万引き防止対策をやっていこうということになっておりますので、そういった業界の方、それから、我々行政など皆さん知恵を集めて、防止策を検討していくということが大切だと思っています。

それから、啓発も重要であると思っています。この万引き防止協議会でも啓発をやるということではいろいろ努力されておりますが、我々もポスターを作成したりするなどしまして啓発をしていきたいと考えております。

それから、デートクラブについては、愛知県にあるというのは、私は存じ上げていません。東京都には存在し、デートクラブ条例があるということは存じ上げていますけれども、名古屋市内等でデートクラブがあるということは存じ上げていません。

【委員】

被害はあまりないということでしたので、被害が出るまでやらないんですか、聞いた話では、デートクラブのほうが、出会い系喫茶よりずっと危ないよという話を私がさせていただいたものです。

【事務局】

被害が出ないならやらないのかという意見もありましたが、しかし、被害もないのにこういう規制していくということは、やはり、できないわけですので、現状では規制はしていこうという話にはなっておりません。

それから、3つ目の話は、私もわかりませんが、いわゆるカラスというのは、風営法で取り締まりの対象になっておりますよね。ですから、そういうことでいろいろとご批判があれば、当然、取り締まりの対象になるということだと思えます。

【委員】

その第1の問題は、まず未成年ができないという大前提の法律があるのでそちらが主で、ただしというただし書きだというふうに考えてそう申し上げたんですが、これは法律解釈になった問題で、これは素人ですので、

また勉強してきます。

【会長】

ありがとうございます。どうぞ。

【委員】

警察本部は事務局にありますので、私がお答えすることは適当でないかもしれませんが、今のデートクラブの件についてお話させていただきます。

風営適正化法でデートクラブなどの無店舗型の性風俗営業に対する取り締まりをはじめ、特に風俗の取り締まりに関しては積極的にやっているということだけのご理解いただきたいと思います。

また、栄周辺の、いわゆる昔はカラスというふうな言い方しましたが、黒い服を着て、店の従業員になることを誘うような営業のスカウトのことです。これは、迷惑防止条例の改正をしていただきまして、これも、最近では、栄のほうでも、目立って執拗につきまとうような行動は、人数的にも一時よりは減りました。カラスというような真っ黒の服を着てというのは、かなり限られており、今度は、普通の服を着て声をかけているのが若干いるんですが、改善されたのではないかという認識であります。

【会長】

よろしく願いいたします。

時間になってしまいましたんですけど、どなたか、どうしても今日発言したいという方いらっしゃったらどうぞ。

それでは、今日ご発言できなかった場合、次回にぜひそういう機会をつくりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

いえ、これ以上特にございません。

【会長】

そうですか、ありがとうございます。

事務局の方々には、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にぜひしていただきたいと思います。

それでは、時間にもなりました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。また、よろしくご協力をお願いいたします。

【司会】

大変、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして、平成21年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上